

## 社会福祉法人手をつなぐ評議員の費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人手をつなぐの定款第9条の規程に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、日額3,000円の費用を弁償する。

2 交通費については、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

3 第1項の評議員会への出席以外の法人業務において、法人必要と認めた場合の業務を行う場合は、上記日額の費用を弁償することができる。

(費用の支払方法)

第3条 評議員の費用弁償は、法人業務の都度現金支給とする。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

この規程は、平成29年11月17日から施行する。